

「佐伯市森林の伐採に関するガイドライン」

平成 28 年 1 月 6 日 制定

令和 2 年 1 月 1 日 改正

令和 4 年 4 月 1 日 改正

佐伯市では、森林の伐採による森林資源の循環利用の促進及び違法伐採等の防止、山地災害等の防止のための指針を定めたので、皆様方のご協力をお願いします。

[佐伯市 農林水産部 林業課]

1 伐採

- ① 伐採開始前の 90 日から 30 日までの間に伐採届を提出する。
- ② 森林法を遵守し、市に提出した伐採届に基づき伐採する。
- ③ 事前に伐採する箇所的位置、所有者、境界を関係書類等で確認する。また、境界が不明確な場合等は、隣接地の所有者とともに境界確認を行う。
- ④ 伐採することにより、土砂が河川や谷川に流れ込むことがないように注意を払い、集材方法や路網の開設方法を考慮する。
- ⑤ 民家や公道など、重要な保全対象物の上方に位置する現場では、土砂流出の防止は当然のこと、倒木・丸太・残材・転石等の落下防止にも最大限の注意を払い、必要に応じて防護柵等を設置する。
- ⑥ 10 ヘクタールを超える面積を伐採する場合は、伐採区域の分割が可能かを検討し、分割が困難な場合は、保護樹帯を設けるなど防災面に十分配慮した施業を行う。
- ⑦ 雨天時や雨上がりにおいては、現場での大型機械の使用や車両の走行等に注意し、水質の汚濁、公道の汚染、山腹の崩壊及び土砂流出の防止に努め、伐採後の造林や天然更新に支障がないよう配慮する。
- ⑧ 民家や家畜飼養施設等が近い現場では、騒音対策として、早朝及び夕方以降の作業を避ける。
- ⑨ 環境保全のため、保残帯・保残木・下層植生を残す箇所を森林所有者と協議の上、必要に応じて設定する。

- ⑩ 台風・大雨等が予想される場合には、事前に現場点検を行う。また、土砂等の流出を確認した場合には、安全確保をした上で、土砂等を撤去し原状に回復する。

2 森林作業道

- ① 大分県森林作業道作設指針に基づき、森林作業道の開設・整備を行う。
- ② 森林所有者と事前に協議し、森林作業道は、伐採搬出のための一時的なものなのか、又は伐採後における森林管理のための長期的なものなのかを明確にする。
- ③ 一時的に使用するものについては、使用後に植生地とするため、埋め戻し等の方法により原状に回復する。
- ④ 長期に使用するものは、容易に維持管理ができるよう配慮する。
- ⑤ 伐採現場の地形・土質・転石・水の流れ・湧水等を十分に確認し、山腹崩壊や土砂流出が発生することのないよう、必要最小限に無理のない森林作業道を開設する。
- ⑥ 施工中も土質や水の流れなど、現地の状態には細心の注意を払い、必要に応じて計画を変更する。
- ⑦ 河川や谷川へ土砂が流入することを防ぐため、森林作業道は、河川や谷川から距離を置いて開設し、一定幅の林地がろ過の役割を果たすようにする。
- ⑧ 地形の状況等により、河川や谷川の近くを開設しなければならない場合は、土砂の流入が予想されるので、切り株や残材を利用して土留めの措置を講じる。
- ⑨ やむを得ず、谷川を横断する場合は、谷水が道路にあふれ出ないように適切な排水処理を行い、森林作業道の維持管理を十分に行う。また、伐採終了後には速やかに原状に復旧し、伐採中においても、大雨が予想される場合は、土砂が下流域に流出しないよう、一時撤去するなどの特段の措置を講じる。
- ⑩ 大雨による森林作業道の崩壊を防止するため、路面水の流れを考慮し、

雨水が長い区間を流れることなく、勾配を利用しながら小まめな排水を施す。

- ⑪ 地域住民等が使用する水源を汚濁することのないよう、水源地での開設は避ける。
- ⑫ 森林作業道から公道または地域の生活道路等に土砂が流出した場合は、速やかに管理者に報告し、指示に従い復旧のための措置を講じる。

3 林地残材

- ① 伐採による残材については、雨水の堰き止め等、災害の起因とならないよう、民家や公道、河川や谷川などの直近の場所には、処置しない。
- ② 林地に筋状に棚積みを行う場合は、適宜杭を打つなど必要な処置を行い、河川や谷川への流出を防ぐ。
- ③ 伐採後の造林計画がある場合は、造林の支障とならないよう処置する。
- ④ 環境保護には充分配慮し、木質バイオマスなどへの再利用に極力努める。

4 伐採完了後・造林終了後の報告書

- ① 伐採完了後、30日以内に「伐採に係る森林の状況報告書」を提出する。あわせて、「佐伯市森林の伐採に関するガイドライン」チェックリスト及び伐採現場処置状況がわかる写真を提出する。
- ② 造林が終了した日から30日以内に「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出する。

5 その他

- ① 森林所有者の意向を確かめ、必要に応じて、望ましい再造林の方法について助言する。
- ② 施業実施については地域住民に配慮した方法で行う。地域住民から施業に関する苦情等があった場合には、施業に理解が得られるよう誠意をもってその解決に当たる。
- ③ 素材生産事業者及び育林事業者は相互協力を図り、一貫作業システムを実施して作業の効率化を図る。

- ④ 生物多様性の保全に配慮した施業に努める。

- ⑤ 労働安全衛生法を始めとする関係法令を遵守し、労働災害の防止及び労働環境の改善に努める。